

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の一部改正（案）

平成 27 年 5 月 15 日
(下線部分変更箇所)

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託財産の評価及び計理等に関する規則</p> <p>第 1 条～第 50 条 (略)</p> <p>第 4 編 基準価額の算定 (基準価額の算定の原則)</p> <p>第 51 条 投資信託受益証券（振替投資信託受益権を含む。以下同じ。）の基準価額の算定については、投信法、同法施行令（平成 12 年政令第 480 号）及び同法施行規則（平成 12 年府令第 129 号）（以下「法令等」という。）の定めるところによるほかこの規則の定めるところによるものとするが、これらに定めのない事項は「<u>不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則（以下「不動産投信等規則」という。）</u>」及び「<u>インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則（以下「インフラ投信等規則」という。）</u>」の規定を準用するものとし、これらにも定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によるものとする。</p> <p>2 投資信託受益証券の基準価額の算定については、基準価額表示通貨毎に原則として日々計算するものとする。</p> <p>3 投資法人については、法令等に定めのあるもののほかは原則として第 4 編の規定を準用するものとするが、これらに定めのない事項は「<u>不動産投信等規則</u>」及び「<u>インフラ投信等規則</u>」の規定を準用するものとし、これらにも定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p><u>附 則</u> この改正は、平成 27 年 月 日から実施する。</p>	<p style="text-align: center;">投資信託財産の評価及び計理等に関する規則</p> <p>第 1 条～第 50 条 (同 左)</p> <p>第 4 編 基準価額の算定 (基準価額の算定の原則)</p> <p>第 51 条 投資信託受益証券（振替投資信託受益権を含む。以下同じ。）の基準価額の算定については、投信法、同法施行令（平成 12 年政令第 480 号）及び同法施行規則（平成 12 年府令第 129 号）（以下「法令等」という。）の定めるところによるほかこの規則の定めるところによるものとするが、これらに定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によるものとする。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 投資法人については、法令等に定めのあるもののほかは原則として第 4 編の規定を準用する。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>